

令和8年度仙台市中心部商店街 賃料等補助金募集要領

1 補助金の概要

①補助目的

中心部商店街への来街目的・楽しみの多様化を図り、都心の滞在量を増加させるため、民間事業者等が空き店舗入居する際に要する賃料の一部を補助し、多様な機能創出につなげること

②補助金額

補助対象経費合計額の **1/2** 以内（千円未満切り捨て）で上限 **500** 万円
補助期間は賃貸借契約日から最長6か月

③補助対象経費

建物賃借料・建物使用料（消費税及び地方消費税を除いた額）

※対象外経費

敷金・礼金、店舗改装費用等

2 補助対象

①対象エリア

名掛丁商店街振興組合、クリスロード商店街振興組合、おおまち商店街振興組合、一番町一番街商店街振興組合、サンモール一番町商店街振興組合、一番町四丁目商店街振興組合の活動区域でアーケードに接するエリア

②対象者 以下のすべてを満たす方が対象です。

- （１）対象エリアの空き店舗に新たな店舗を出店する中小企業者または商店街団体、公益活動団体等。
- （２）出店先商店街の賛同を得て、同対象エリアの賑わい及び集客の向上に寄与すると認められる者。
- （３）風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んでいない者。
- （４）空き店舗の所有者や、所有者の親族等でないこと。
- （５）市税を完納している者。
- （６）宗教活動又は政治活動を目的としていない者。
- （７）公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していない者。

※以下に該当する場合は対象外となります

- ・フランチャイズチェーンやチェーンストア
- ・対象エリアからの自己都合の移転
- ・暴力団等との関係を有している

裏面もご覧ください

3 募集期間

令和8年8月24日（月）より開始

※予算上限に達し次第、受け付けを終了します。
上記の期間中に交付申請書を電子メールにてご提出ください。

※提出先

仙台市経済局商業・人材支援課

Eメール：kei008050@city.sendai.jp

4 審査会

開催日時・会場は、調整のうえ別途申込者へご連絡致します。

●審査会の流れ

- ・交付申請書の内容をもとに、事業の説明を行っていただきます。
（1団体あたり10分）
- ・説明終了後、審査員から事業について質問させていただきます。

●審査項目

- ・補助事業者は、下記の項目に従って審査の上決定いたします。
 - （1）商店街への新たな機能を創出するものであること。
 - （2）商店街のにぎわい創出に寄与するものであること。
 - （3）商店街振興組合活動に協力すること。

5 その他

補助金の詳細は、本市HPに掲載ございます
仙台市中心部商店街賃料等補助金交付要綱を
ご参照ください。



本市HPはこちら！

仙台市経済局産業政策部 商業・人材支援課
担当：商業振興係 鈴木・及川
TEL：022-214-1004